

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月28日（金）、第23回の委員会が開かれました。

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）
 - ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）中央大学大学院戦略経営研究科准教授 高村静君
独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 池田心豪君
日本商工会議所産業政策第二部担当部長 杉崎友則君
全国労働組合総連合女性部長 舟橋初恵君
（質疑者）上野宏史君（自民）、中島克仁君（立民）、伊佐進一君（公明）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）、高井崇志君（国民）
 - ・田村厚生労働大臣、伊藤財務副大臣、丹羽文部科学副大臣、葉梨農林水産副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
（参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君
（質疑者）長妻昭君（立民）、川内博史君（立民）、尾辻かなこ君（立民）、山井和則君（立民）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

上野宏史君（自民）

- （1） 現行の育児休業制度に対する各参考人の評価及び課題解決に向けた本法律案の効果についての各参考人の見解
- （2） 育児休業取得に伴う代替要員の確保のための企業の取組及び政府の支援策についての杉崎参考人の見解

中島克仁君（立民）

- （1） 労働法制における男性の育児休業取得の義務化の考え方についての池田参考人の見解
- （2） 出生時育児休業の新設関係
 - ア 男女平等の観点に留意する必要性についての高村参考人及び池田参考人の見解
 - イ 休業中の就業のモデルケースのようなものを明確に示す必要性についての池田参考人及び杉崎参考人の見解

伊佐進一君（公明）

- （1） 育児休業取得と家事・育児への参画の因果関係及び育児休業取得と企業の好感度の因果関係についての高村参考人の見解
- （2） 中小企業の約7割が男性の育児休業取得の義務化に反対している実情を踏まえ雇用だけでなく企業経営を含めた支援を実施して中小企業の雇用を守っていくべきとの意見に対する杉崎参考人の見解
- （3） 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置の義務付け等により職場の雰囲気を変えていくことが期待できるとの意見に対する舟橋参考人の見解
- （4） 本法律案におけるポジティブ・アクションを一定の期間で見直しても、出産は他者が代替できないが仕事は代替できることから雇用政策に性差は残るとの意見に対する池田参考人の見解
- （5） 育児休業中の所得保障を実質100%とする場合の枠組みについての池田参考人の見解

宮本徹君（共産）

- (1) ジェンダー平等を進める上での男性の育児休業取得の意義及び在り方についての各参考人の見解
- (2) 男性の育児休業取得を更に促進する上で各参考人が必要と考える今回の法改正の次の一手
- (3) 育児休業中の所得保障を実質 100%とすることが望ましいとの意見に対する各参考人の見解

青山雅幸君（維新）

- (1) 男性に子育てへの積極的な関与を促すためには法制度のみならず教育の機会も充実させるべきとの指摘に対する高村参考人及び池田参考人の見解
- (2) 短時間勤務及び育児休業等の制度を利用しやすい雰囲気の構築の手法に関する杉崎参考人及び舟橋参考人の見解

高井崇志君（国民）

- (1) 家事等の無償労働の国際比較において日本男性の比率が突出して低い要因に関する各参考人の見解
- (2) 育児休業取得に伴う女性のキャリアロスをなくしていくための方策及び不妊治療への職場の理解促進に関する各参考人の見解

(政府に対する質疑)

長妻昭君（立民）

- (1) 出生時育児休業の申出書類に就業可能時間数を記入する欄を設けることの妥当性
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
 - ア 同大会関係で入国を許可した者の数及びその内数としての新型コロナウイルス感染症の陽性者数
 - イ 同大会関係で入国を許可する理由が人道上の配慮であるかどうかの確認
 - ウ 同大会関係以外で入国する者は親族や配偶者といった限定された者であることの確認
 - エ 同大会関係で入国を許可した者に係る待機緩和者の状況
 - オ 同大会の選手が入国翌日から活動可能であること及び関係者が入国 4 日目から活動可能であることの確認
 - カ 同大会関係で待機緩和する理由が入国後 3 日以内に活動を開始しなければ大会の運営に支障がある場合に該当することの確認
 - キ 厚生労働省関係で入国を許可した者の数及び待機緩和者の数
 - ク 同大会関係で 9.3 万人が入国することが新型コロナウイルス感染症の変異株の流行につながるのではないかと懸念に対する尾身参考人の所見
 - ケ 待機緩和により国内の流行がインド型変異株に置き換わるのではないかと指摘に対する尾身参考人の見解
 - コ 待機緩和者の大量入国に係る懸念についての尾身参考人の所見
 - サ 同大会関係も含めインド型変異株の流行地からの入国者については例外なく 2 週間の待機を要請する必要性
 - シ 同大会の開催の是非に関する議論の開始見込み時期及び議論に要する期間についての尾身参考人の所見
 - ス 代々木公園における 3.5 万人規模のパブリックビューイングに係る安全性についての尾身参考人の所見

- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種関係
 - ア 接種後に再感染する可能性についての尾身参考人の所見
 - イ 変異株に対する効果が減衰する可能性についての尾身参考人の所見
- (4) 警察庁作成資料「警察取扱いの新型コロナウイルス陽性死体のうち、死因が『新型コロナウイルス感染症』とされたものの取扱状況（令和3年4月中）について」関係
 - ア 同資料の具体的内容
 - イ 人命が助かるように厚生労働省及び警察庁が急いで事案を分析する必要性
 - ウ 同資料で示された64人が新型コロナウイルス感染症による死亡者数に含まれているかの確認

川内博史君（立民）

- (1) 育児・介護休業法等改正案関係
 - ア 法律名に含まれる「労働者の福祉」の意味及び労働者の福祉と継続的な就業との関係
 - イ 看護休暇について上限拡大等の制度拡充を行う必要性
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
 - ア IOC役員が一泊300万円のホテルに宿泊し、その費用の大部分を日本が負担する旨の報道の真偽
 - イ IOC関係者の一連の発言について、日本政府としてIOCに対し真偽の確認を求め、関係者に対する注意を行うよう抗議する必要性
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの副反応関係
 - ア 5月26日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で報告されたアナフィラキシー等の件数
 - イ ブライトン分類1～3に分類されるべき症状であるにもかかわらずブライトン分類4とされている事例関係
 - a 当該事例について分類が誤りであるとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - b 症状発生日が不明とされていることの確認
 - c ワクチン接種後の経過が不明とされていることの確認
 - d 分類結果について独立行政法人医薬品医療機器総合機構又は同機構が委託した専門家が再検討する必要性
 - e 症状発生日が不明であるかのみで分類が変わりうることの是非

尾辻かな子君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
 - ア 大阪府における5月の死者が約800人規模になった要因及び検証の必要性についての尾身参考人の見解
 - イ インド型変異株の市中感染の可能性及び同変異株に対する現行の対策の有効性についての尾身参考人の見解
 - ウ 後遺症に対する支援及び遺族ケアの必要性についての尾身参考人の見解
- (2) オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査関係
 - ア 本年度の「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査（新型コロナウイルス流行下におけるホストタウンの交流や情報発信の在り方等）」事業の契約額
 - イ 現時点までの総事業費
- (3) 育児・介護休業法等改正案における出生時育児休業制度関係
 - ア 片方の性のみ対象とするのは男女平等の観点からずれるとの意見に対する厚生労働大臣の見解

- イ 男性以外で対象となるのは特別養子縁組をした女性のみであることの確認
- ウ 対象期間を産後8週としている理由は産後ケアを担ってもらうためであることの確認
- エ 対象期間のうち半分仕事をできるとすれば産後ケアの役割を果たさないことになるとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- オ 就業予定日に就業できない場合には柔軟に同意の撤回が可能か否かの確認
- カ 休業中の就業を認めることにより男性は仕事をするのが当然であるとの誤ったメッセージを発することになるのではないかとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- キ 本制度のみにおいて例外的に認められている休業中の就業が他の育児休業制度に広がることへの懸念
- ク 雇用均等基本調査における4週単位の集計では本制度の正確な実態把握ができないことへの懸念

山井和則君（立民）

- (1) 子育て世帯生活支援特別給付金を再支給するとともに児童扶養手当及び児童手当を拡充する必要性
- (2) 変異した新型コロナウイルスに子どもが感染しやすいことを踏まえ保育士もワクチンの優先接種の対象とする必要性
- (3) 薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種関係
 - ア 接種可能とするために法改正が必要かの確認
 - イ 違法性阻却に関する検討を「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」で行うことの確認
- (4) 政府が検討中の生活困窮世帯向けの新たな支援金の対象者等の要件及び同支援金の対象範囲を拡大する必要性
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
 - ア オリンピック開催期間に感染が再拡大する可能性に対する尾身参考人の見解
 - イ オリンピック開催期間に感染が再拡大する可能性の有無に対する尾身参考人の見解
 - ウ オリンピックの開催を前提として進行することの是非に対する尾身参考人の見解
 - エ 6月20日まで再延長された緊急事態宣言の再々延長を判断する際にオリンピック開催の是非を判断すべきとの意見に対する尾身参考人の見解
 - オ オリンピック開催の是非を新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論するよう尾身参考人が内閣総理大臣に提案する必要性
 - カ 同分科会に意見を求められないままオリンピックが開催され感染が拡大した場合に同分科会の会長としての職責を果たしているか否かについての尾身参考人の認識

宮本徹君（共産）

- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
 - ア 感染者数のリバウンドを引き起こす夜間滞留人口及び昼間滞留人口の増加期間
 - イ 東京都において今月中にも感染者数が増加に転じる可能性
 - ウ インド型変異株の発生割合が今後1、2か月の間に大幅に増加する可能性
 - エ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により感染者数を減少させるための政策判断ができなくなる可能性
 - オ 換気の悪い場所に長時間いることによる感染リスクを下げる取組を徹底することについて共通認識を持つ必要性
 - カ 感染防止対策に取り組む飲食店の認証制度についての具体的状況
 - キ カの認証制度を設けている緊急事態措置下の地方自治体の数
 - ク 飲食店に対し積極的に感染リスクを下げるための支援を行う必要性

(2) 特別養子縁組関係

- ア 特別養子縁組の普及促進を図ってきた理由
- イ 子が1歳を超えて養子縁組をした場合等に公的な経済支援を受けられるような仕組みを創設する必要性
- ウ 特別養子となった子どもが自分の出自を知る権利の保障及び養父母が真実告知等発達段階ごとに適切な子どもへの働きかけを行えるような継続的な援助の重要性についての厚生労働大臣の見解
- エ 事業停止した一般社団法人ベビーライフから東京都に引き継がれた情報を関係者に明らかにし必要な情報が適切に開示されるよう関係部署に働きかける必要性
- オ 養子縁組あっせん機関が解散した場合に事業が引き継がれ必要な支援が行われるための取組内容
- カ ベビーライフの事業廃止に伴う事業承継についての取組内容および現状
- キ 養子縁組あっせん機関が事業廃止した場合に帳簿等を引き継ぐ他のあっせん機関への財政的な支援を行う必要性

青山雅幸君（維新）

(1) 大阪府の小5男児死亡事件関係

- ア 当該事件のマスク着用との因果関係及び事件調査の実施予定の有無
- イ 今回の事件と同様の内容で把握している中国の案件及びその詳細
- ウ 持久走を行う際に間隔を十分に空けている場合にはマスクは外しても良いとする等マスク着用による子どもへの悪影響を踏まえ文部科学省のマニュアルを改訂する必要性
- エ 小中学生の学校で使用する荷物が多いことに関して学校現場へ注意喚起する必要性

(2) 新型コロナウイルス感染症の変異株関係

- ア PCR検査結果が不明の者の中にN501Y陰性の者が紛れているとすれば重症化リスクは報道等でなされているほど高くはないとの指摘に対する尾身参考人の見解
- イ 重症化リスクについては慎重に評価し見解を示すべきとの指摘に対する尾身参考人の見解

高井崇志君（国民）

- (1) ベジタリアン・ビーガン向けの食品に適合するJASの制定により既に普及しているマークや表示が排除されるのではないかという指摘に対する葉梨農林水産副大臣の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対する総合支援資金等関係
 - ア 総合支援資金の申請で不承認となった者を生活困窮世帯向けの新たな支援金制度の対象とする必要性
 - イ 総合支援資金の再貸付を3か月延長するとともに返済が不可能な者に対しては給付を行う必要性
 - ウ 貸付と給付では貸付の方が財源面において適当であることの確認
- (3) 財務省の任務を適切に記すため財務省設置法を改正する必要性
- (4) 5月26日の本委員会の国債発行時にあらかじめ法定したインフレ率に達しない範囲内で国債を増発するという提案に対する伊藤財務副大臣答弁において「現時点では」とした趣旨
- (5) テレワーク導入のための助成金の予算を拡大する必要性